

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年6月25日(2020.6.25)

【公開番号】特開2018-191787(P2018-191787A)

【公開日】平成30年12月6日(2018.12.6)

【年通号数】公開・登録公報2018-047

【出願番号】特願2017-96681(P2017-96681)

【国際特許分類】

A 6 1 M 16/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 16/00 3 7 0 Z

A 6 1 M 16/00 3 0 5 A

【手続補正書】

【提出日】令和2年5月1日(2020.5.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

被測定者の血圧を連続測定する血圧センサと、

前記血圧の連続測定の開始が指示され前記血圧の連続測定開始前に前記被測定者が前記血圧の連続測定中に使用する治療装置を装着しているかを確認し、また前記血圧の連続測定中に前記治療装置を装着しているかを確認する確認部と、

前記確認部によって前記血圧の連続測定開始前に前記治療装置の装着が確認された場合、前記血圧センサによる血圧の連続測定を実行する測定制御部と、

前記確認部によって前記血圧の連続測定開始前に前記治療装置の装着が確認できない場合、前記治療装置の装着を促す案内を表示する表示部と、

前記血圧の連続測定中に前記治療装置の装着が確認できない場合、本体を振動させる振動部と、

を有するウェアラブル装置。

【請求項2】

前記治療装置は、C P A P 装置である、

請求項1に記載のウェアラブル装置。

【請求項3】

前記振動部は、前記確認部によって前記血圧の連続測定開始前に前記治療装置の装着が確認できない場合、前記本体を振動させる、請求項1又は2の何れか1項に記載のウェアラブル装置。

【請求項4】

前記確認部は、前記測定制御部が前記被測定者の血圧の連続測定中において所定の条件を満たした場合、前記被測定者が前記治療装置を装着しているかを確認する、

請求項1乃至3の何れか1項に記載のウェアラブル装置。

【請求項5】

前記血圧センサは、P T T 方式、トノメトリ方式、光学方式、電波方式、または、超音波方式の何れかの方式の血圧センサを含む、

請求項1乃至4の何れか1項に記載のウェアラブル装置。

【請求項6】

被測定者の血圧を連続測定する血圧センサを有するウエアラブル装置のプロセッサに、前記血圧の連続測定の開始が指示され前記血圧の連続測定開始前に前記被測定者が前記血圧の連続測定中に使用する治療装置を装着しているかを確認し、また前記血圧の連続測定中に前記治療装置を装着しているかを確認する機能と、

前記血圧の連続測定開始前に前記治療装置の装着が確認された場合、前記血圧センサによる血圧の連続測定を実行する機能と、

前記血圧の連続測定開始前に前記治療装置の装着が確認できない場合、前記治療装置の装着を促す案内を表示部に表示させる機能と、

前記血圧の連続測定中に前記治療装置の装着が確認できない場合、本体を振動させる機能と、

を実行させるためのプログラム。

【請求項 7】

前記血圧の連続測定中に前記治療装置の装着が確認できない場合に前記治療装置の装着を促すアラートを実行する表示制御部を有する、

請求項 1 乃至 3 の何れか 1 項に記載のウエアラブル装置。